

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
第1章 計画の策定に当たって					
1	テクノロジーの関係で、デジタル性暴力、生成AI、ディープフェイクに関する記述がない。(AI情報は基本的に男性よりである等) (懇話会委員)	11  58  60  93 95 96	計画本文を修正します。	<p>一方でテクノロジーは、その開発・利用の在り方によっては、社会経済における男女間の格差の拡大、性別役割分担意識の固定化、人権の侵害等を招く恐れがあることについても留意する必要があります。</p> <p>施策2 性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>県警本部職員で構成する広報啓発チーム「よくし隊「あおぼーし」」を女性の多い企業や学校に派遣し、性被害に遭わないための防犯講話や、SNS等各種広報媒体を活用した被害防止のための情報発信を推進します。</p> <p>施策2 青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進</p> <p>中学生や高校生等を対象として、いじめ、誹謗・中傷、犯罪等インターネット上のトラブルや被害に巻き込まれることを未然に防止するため、ネットパトロールを実施するなど、青少年のネット被害防止対策を推進します。</p> <p>(新設)</p>	<p>一方でテクノロジーは、社会経済における男女間の格差の拡大やAIの学習データの偏りによる性別役割分担意識の固定化、ディープフェイクボロボロなどの人権侵害、SNSに起因する性暴力等を招く恐れがあることについても留意する必要があります。</p> <p>施策2 性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策の推進</p> <p>県警本部職員で構成する広報啓発チーム「よくし隊「あおぼーし」」を女性の多い企業や学校に派遣し、<b>リベンジボロボロやセクストーションの事例などを紹介するなど</b>性被害に遭わないための防犯講話や、SNS等各種広報媒体を活用した被害防止のための情報発信を推進します。</p> <p>施策2 青少年のネット被害防止対策(ネットパトロール)の推進</p> <p>中学生や高校生等を対象として、いじめ、誹謗・中傷、犯罪等インターネット上のトラブルや被害に巻き込まれることを未然に防止するため、ネットパトロールを実施するなど、青少年のネット被害防止対策を推進します。</p> <p><b>また、ネット安全教室においてディープフェイク等を取り入れるなど、テクノロジーの急速な進展などの社会情勢を踏まえた取組を進めます。</b></p> <p>セクストーション</p> <p>「性的な」という意味の「セックス」と、「脅迫、ゆすり」を指す「エクストーション」を合わせた造語のことです。相手の性的な画像を得た上で、画像を知り合いに送るなどと脅しながら電子マネーをだまし取る、会うことを強要するなどのケースがあります。</p> <p>ディープフェイク</p> <p>「ディープラーニング(深層学習)」と「フェイク(偽物)」を組み合わせた造語であり、本物又は真実であるかのように誤って表示し、人々が発言又は行動していない言動を行っているかのような描写をすることを特徴とする、AI技術を用いて合成された音声、画像あるいは動画コンテンツのことをいいます。</p> <p>リベンジボロボロ</p> <p>元配偶者や元交際相手などの性的画像や動画を復讐や嫌がらせ目的で被撮影者の同意なしに公表する行為のことです。</p>
2	科学技術などについては、大学との関係でも気になるので、計画の中に入れて方がいい。大学としても女性研究者の養育を基礎課題として取り組んでいる。(懇話会委員)	83	原案のままとします。  女性研究者の育成については、83ページに記載がある「キャリア教育の充実」により、男女が共に自らのやりたいことを選択できるようにするなど取組を進めます。	/	/
第2章 基本方針					
3	「あらゆる暴力」の文言について、「ジェンダーに基づく暴力」にした方が良い。(懇話会委員)	15	原案のままとします。  当該文言については、県が目指す姿の実現のために必要とされる「あらゆる暴力の根絶」を意味しており、児童虐待などを含め、より広い意味で捉えられる表現を用いています。	/	/
4	評価指標の具体的な書き方を工夫した方が良い。(懇話会委員)	16 ~ 24	計画本文16~24ページのとおり修正します。	/	/
5	計画評価指標における目標値の設定にあたっては、計画最終年度における各施策の進捗度を適切に推計したうえで、現実的かつ実現可能な数値設定で行う必要がある。大きく現実と乖離した目標設定を行うことがないよう関係課とも十分協議しながら進めてほしい。(懇話会委員)		国の第6次男女共同参画基本計画の目標案が示されたことも踏まえ、全ての指標及びモニタリング項目について、改めて見直します。	/	/

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
6	令和6年度男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査を指標の根拠とすることは限界がある。(懇話会委員)	16 ~ 20	原案のままとします。 本県の男女共同参画の施策を検討するうえで、県民意識調査の実施により、県民のニーズや意識の変化を把握することが重要であると考えています。本調査の内容や効果的な手法等について今後検討していきます。		
7	商工会や労働組合などの諸団体の役員の男女比を見ていくような指標があれば良い。(懇話会委員)	16 ~ 20	指標については、原案のままとします。 民間の方針決定過程における女性の参画の促進に関する取組の進捗度については、「事業所における女性管理職の割合」の指標で測りたいと考えています。		
8	「子どもを生み育てやすいと感じる家庭の割合」や「働きやすいと感じる女性の割合」など、感じる人を増やすのではなく、具体的なものを指標としなければならない。(懇話会委員)	16 ~ 20	原案のままとします。 県としては、県民のニーズや意識の変化を把握して施策の方向を検討していくことが必要と考えているほか、制度や環境の整備が進むことにより、県民が「子どもを生み育てやすい」「働きやすい」「防災対策が充実している」と実感できることが重要だと考えています。		
9	(指標やモニタリング項目がないため)高齢者や外国人、性的マイノリティの全体に関わる問題に対する事業の進捗の評価は、計画評価専門部会ではできないが、どのように考えているか。(懇話会委員)	16 ~ 24	原案のままとします。 各事業の進捗に関する評価については、毎年担当課による自己評価を行い、計画評価部会に報告し、ご意見をいただきたいと考えています。		
10	17ページ 少子高齢化やライフスタイル等の変化により、団員の担い手が不足している中、本市においても団員の確保に苦慮していることから、男女問わず、団員を募集している現状がある。そのため、本市としては女性消防団員の割合を評価指標とすることが難しいため、評価指標からモニタリング項目に変更してはどうか。(市町村)	17	原案のままとします。 女性消防団員の割合は、国の第6次男女共同参画基本計画でも目標率として採用されていることも踏まえ、原案のままとします。		
11	男性育児休業取得日数について、現在2週間以上となっているが、より長期間の目標とできないか。(懇話会委員)	18	原案のままとします。		
12	49ページにある「県庁における男性職員の育児休業取得日数」について、目標値が現状値を下回っているが何か理由はあるか。(パブコメ)	49	計画指標の「県庁における男性職員の育児休業取得日数」については、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、2030年(令和12年)までの目標として、「公務員の2週間以上男性育休取得率が85%」と設定されたことなどを踏まえて設定しています。今後も数値目標については、国の方針や本県の取得状況を鑑みながら、検討していきます。		
13	「健康寿命の延伸」はジェンダーとの関係でどのように見ればいいのか。男女共同参画の指標として分かりやすく工夫(別の指標を入れる等)したほうがいいのではないか。(懇話会委員)	19	施策項目Ⅲ-③「生涯を通じた健康づくりの推進」に関する指標を追加します。	・健康寿命の延伸	・健康寿命の延伸 ・男女の自殺率 ・がん検診の受診率
14	プレコンセプションケアの補助金をどれくらい出すのか、プレコンセプションケアについての回数といった指標を入れるとよい。(懇話会委員)				
15	がん検診の100%の受診を目指すといった指標を入れるとよい。(懇話会委員)				
16	男女の自殺率を減らすことや精神的な健康について女性のカウンセリング窓口を増やす取組をやってほしい。(懇話会委員)				
17	「性と健康の相談センター事業」の利用者数をモニタリング項目に入れてほしい。(懇話会委員)				

第6次千葉県男女共同参画計画(原案)に対する主な意見及び変更点

資料1-2

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
18	相談窓口の認知度を指標にするのではなく、相談窓口の設置数(DVだけではなく、性暴力等)を指標とした方がいい。(懇話会委員)	19	原案のままとします。 DV相談窓口については、15の「配偶者暴力相談支援センター」を設置しており、県内54市町村においてもDV相談を実施しています。 また、性犯罪・性暴力に関する相談窓口については、「特定非営利活動法人千葉県性暴力被害支援センターちさと」、「公益社団法人千葉県犯罪被害者支援センター」をワンストップ支援センターとして位置づけ、相談を実施しています。 そのほか、県警においても性犯罪被害相談電話(#8103)や各警察署等に相談窓口を設け、県民からの相談に対応しており、各相談窓口の設置の充実は図られていると考えています。 そのため、今後は、各相談窓口の認知度をさらに高め、県民が適切な相談窓口を利用しやすくしていくことが重要だと考えていることから、相談窓口の認知度を指標にしたいと考えています。		
19	「学校教育の場における男女の地位の平等感」について、対象や確認内容など明確にしてほしい。(懇話会委員)	20	<b>指標の名称を変更します。</b> 学校教育の場が子ども・若者に固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスを与えるような環境となっていないか等について、広く県民の意識を問う設問「学校教育の場における男女共同参画の推進(仮)」の新設を検討します。なお、本調査前には懇話会の皆様へ調査項目をお示しし、御意見をお伺いしたいと考えています。	学校教育の場における男女の地位の平等感	学校教育の場における男女共同参画の推進(仮)
20	生命の安全教育や男女別名簿、男女平等の意識啓発プログラムの実施のような具体的な項目を指標とするべき。(懇話会委員)	20	原案のままとします。 県としては、生命の安全教育や男女別名簿といった具体的指標(社会目標)を設定することは難しいと考えており、「学校教育の場における男女共同参画の推進(仮)」を新たな指標として設定したいと考えています。		
21	男女共同参画センターの利用者数を指標とした方がいい。(懇話会委員)	20	<b>計画本文20ページのとおり計画指標を修正します。</b> 男女共同参画センターの利用者を増やす取組も重要だと考えていますが、男女共同参画社会基本法の改正により、男女共同参画センターの設置が努力義務化され、地域の実情に応じた男女共同参画の推進を一層推進していく必要があることを踏まえ、男女共同参画センター設置市町村数を指標とします。	男女共同参画センターの認知度(調整中)	男女共同参画センター設置市町村数
22	モニタリング項目について、過去5年間の推移を参考資料として掲載してほしい。(懇話会委員)	21 ~ 24  127 ~ 147	<b>計画本文127~147ページのとおり各モニタリング項目の推移を参考資料として掲載します。</b>		
23	モニタリング項目について所管課が数値の分析まで行うのか。(懇話会委員)	21 ~ 24	原案のままとします。 計画に記載している施策を進めるに当たり、適宜分析を行い、懇話会等への報告も含め検討していきます。		
24	モニタリング項目について、司法関係者(弁護士会や司法書士会)の数値を必ず入れてほしい。(懇話会委員)	21	<b>計画本文21ページのとおり、モニタリング項目に「女性弁護士数」や「女性司法書士数」を加えます。</b>		
25	公務員における非正規雇用者の男女比についても、モニタリング項目に必要ではないか。(懇話会委員)	21 ~ 24	原案のままとします。 県の非正規職員については、勤務時間等の条件を明示した上で公募を行っており、性別に関わらず適材適所に職員を登用しています。ご意見は今後の参考にさせていただきます。		

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
26	女性の管理職割合や正規雇用者の割合を指標とするならば、賃金格差に係る指標も入れた方がよいのではないか。(懇話会委員)	22	原案のままとします。 男女間の賃金格差については、性別にかかわらず職務や責任が同じであれば同じ待遇となるよう格差の解消を図っていくことは重要と考えていますが、格差の解消に関する指標を設定し、数値で一律に評価することは難しいと考えていることから、モニタリング項目として「所定内給与額の男女格差」を設定しています。		
27	警察への相談件数もモニタリング項目に入れてほしい。(懇話会委員)	23	計画本文23ページのとおり、モニタリング項目に「千葉県警察におけるDV相談等の状況」を加えます。		
28	千葉県内の家事関連時間を指標にしてほしい。(懇話会委員)	24	計画本文24ページのとおりモニタリング項目を修正します。 国の第6次男女共同参画基本計画において、「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」が参考指標となっていることを踏まえ、当該項目をモニタリング項目とします。	男性の家事関連時間	6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間
29	「7 災害対策コーディネーター」に関して、一般的に知られているものではなく「防災士」とも混同しやすいことから、後ろの「用語解説」に記載した方がよいのではないか。(懇話会委員)	90	計画本文90ページに「災害対策コーディネーター」の用語解説を記載します。	(新設)	災害対策コーディネーター 大規模災害時の救援・救助など地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織等との連絡調整を担う、地域の防災リーダーです。 平常時には地域での防災訓練や防災知識の普及などに努めており、災害時には避難所の設置・運営支援活動などを行っています。
第3章 事業計画					
基本目標Ⅰ あらゆる分野やステージにおける男女共同参画の推進					
30	28ページ 公立学校は、「基本的な方向2」の「民間」ではないので、「基本的な方向1」の「施策3」ではないでしょうか。(市町村)	29	計画本文を修正します。 「公立学校等における女性教職員の登用推進」には、私立学校への取組も含まれますので、その内容がわかるように修正します。	教育庁や県内の公立学校において、職員の意欲・能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を促進します。	教育庁や県内の公立学校等において、職員の意欲・能力等を十分に考慮し、適材適所を基本に、男女の区別なく登用を促進します。
31	37ページ 施策1 1行目の「…望ましい家族関係…」は、それぞれ望ましい家族関係というものは異なると考えられ、県に価値観を押し付けられていると感じる場合もあるのではないのでしょうか。「家族が互いに支えあう関係」などとし、「望ましい」という言葉が独り歩きしないようにした方がいいと考えます。(市町村)	37	計画本文を修正します。	男女が協力して子育てを行い、望ましい家族関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、男性の家事参加を促すための取組を実施します。	男女が協力して子育てを行い、家族が互いに支え合う関係や充実した家庭生活を営めるよう支援します。また、男性の家事参加を促すための取組を実施します。
32	40ページ 施策1 1行目の「…女性の視点を」の部分も、前文に「性別にとらわれることなく」という文言と矛盾すると考えられるため、「男性だけでなく女性の視点も」と表現するか、「性別等に捉われないさまざまな視点」などと言い換えてはいかがでしょうか。(市町村)	40	原案のままとします。 自治会やPTA、防災組織などのリーダーは、男性が多く、女性の視点の反映が進んでいないことを踏まえ、「女性の視点を取り入れやすくするため」という表現を用いています。		
33	40ページの「地域活動等における男女共同参画の普及啓発」について、多様性社会推進課だけが行うことに違和感がある。(バフコメ)	40	原案のままとします。 計画に記載がある各事業については、担当課が中心となり、各部局と連携して取組を進めます。		
34	各市町村において幹部職員になりたいと思う女性を増やすためには、複数の女性幹部職員を配置することやロールモデルとなる職員が必要となる。そのため、県が市町村へ職員を派遣する場合には、女性職員を入れてほしい。また、そのための女性人材の育成も進めてほしい。(懇話会委員)		原案のままとします。 県職員の市町村への派遣に当たっては、市町村からの要望を踏まえ、性別に関わらず、職員の意欲や適性等を考慮して行っています。 また、今年度から、職務にかかわらず、職員のキャリア形成に必要な知識及び技能等の提供を目的としたキャリア開発研修を実施しています。 今後は、いただいた御意見も踏まえながら、各市町村で幹部職員になりたいと思う女性職員を増やしていけるよう、県職員の市町村派遣について検討していきます。		

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
	基本目標Ⅱ 働く場における女性活躍の推進				
35	女性の就業率に関する課題に向けた施策を検討する上では、年代ごとに女性と男性の就業率の差を分析する必要がある。そのため、計画の42ページに掲載されている「年齢5階級別労働力率」のグラフについて、男性のグラフも加えてほしい。(懇話会委員)	42	計画本文42ページの「年齢5階級別労働力率」のグラフを修正します。		
36	フリーランスに対する暴力や起業する女性に対するハラスメント、就活生に対するハラスメント、学生同士のハラスメントなど、職場以外のハラスメントについても配慮してもらいたい。(懇話会委員)	51	原案のままとします。  ハラスメント対策の促進については、計画原案51ページに記載しており、県では千葉県労働大学オンライン講座にて就活生に対するハラスメントなど、幅広くハラスメント対策について取り上げているほか、県内の全ての県立高校においても、ハラスメント根絶宣言に基づき、学生同士のハラスメントについて各校の取組を推進しています。今後も引き続き、職場以外のハラスメント防止対策に努めます。		
	基本目標Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会の実現				
37	DV被害について、性別によらず対応すること、また、性別ごとのデータの可視化に努めることを記載してほしい。(パブコム)	53	原案のままとします。  県では、DV被害への対応を性別を問わず実施しており、「DVを受けた人のうち相談した人の割合」について、「千葉県男女共同参画白書」等で公表しています。		
38	本施策において用いられる「有害図書」「有害情報」の範囲が不明確であるため、児童の権利に関する条約や子ども基本法が保証する表現の自由および知る権利を不当に制約するおそれがある。58ページに記載している「有害図書」「有害情報」の定義を明確にするべき。(パブコム)	59	原案のままとします。  有害図書等については、「千葉県青少年健全育成条例」第10条に規定しています。 青少年有害情報については、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」第2条に規定されています。		
39	表現の自由の視点から、59ページに記載がある「有害環境」という文言について、定義を明示してほしい。(パブコム)	59	原案のままとします。  有害環境については、少年警察活動規則第11条において「少年が容易に見ることができるような状態で性的好奇心をそそる写真、ビデオテープその他の物品が販売されていることその他の少年の心身に有害な影響を与える環境」と規定されています。		
40	施策の基本的な方向「メディアにおける女性や子ども等の人権への配慮」における「配慮」という用語は不明確であり、表現の自由に対する過度な萎縮効果を招く恐れがあるため、より法的に明確な表現に改めるべき。(パブコム)	59	原案のままとします。  施策の推進に当たっては、表現の自由等の人権の尊重を基本理念として十分留意して進めることとしており、原文のままとします。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。		
41	61ページ 下から4行目 「…身体障害～障害のある県民が増加しており…」と表記する必要がありますでしょうか？ 増加している現状を伝えたいのだと思いますが、悪いことのように聞こえてしまう恐れがあるのではないのでしょうか。(市町村)	61	計画本文を修正します。	また、 <b>身体障害・知的障害・精神障害などの障害のある県民が増加しており</b> 、障害のある方が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくため、障害のある方の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。	また、障害のある方が、男女を問わず、地域の中で自立した生活を送り、社会の構成員として積極的に社会参加をしていくため、障害のある方の自己決定や自己実現を支援するための仕組みを構築するとともに、福祉サービスの充実と地域基盤の整備を図ることが必要です。
42	P72施策2思春期の子供の心と体の健全な育成について、養護教諭に対する研修が織り込まれており、現場にいる教諭が知識を学ぶことは大切ではあるが、医療の専門職を活用することも必要であると考え。現在千葉県看護協会では、看護職の活動を知っていただく一環として「出前授業」を実施しており、令和6年度は、48件の依頼を受けたうち36件が「いのちの大切さ」についてであった。看護協会としては、現在のところ看護職の確保が最重要課題と考えているので、職業紹介を優先に考えていきたいと思っているが、「いのちの大切さ」の需要は年々増加の一途であり、現場では困っているのではないかと思われる。看護職を派遣する仕組みについては協会での活用は可能なので、詳細を詰めることは必要だが、委託事業として実施することは可能ではないか。(懇話会委員)	72	原案のままとします。  各学校では、学習指導要領に基づき、生命尊重等に関する授業が行われているところ。御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。		

	意見の概要	計画案頁	修正の有無	修正前	修正後
43	P72施策5(及び施策6)エイズ対策の推進について、エイズについての正しい知識を得ることは必要だが、今は全国的に「梅毒」等を含めた性感染症の課題が大きくなっている。特に男性は、不特定多数の女性との交際の罹患が原因となっているが、女性はパートナーからの感染が増えている。この点についての教育が重要なので、この項目への追加を検討していただきたい。(懇話会委員)	73	<b>計画本文を修正します。</b> なお、県では、性感染症に関する予防啓発や検査を行っています。また、学校における性教育においても、中学校において、エイズ及び性感染症の疾病概念や感染経路についての理解のほか、効果的な予防方法を身に付けることが必要であることについて指導しており、高等学校においては、エイズの原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策について指導しています。	施策5 エイズ対策の推進 エイズに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、HIV抗体検査の充実を図ります。	施策5 <b>性感染症</b> やエイズ対策の推進 <b>性感染症</b> やエイズに関する正しい知識の普及・啓発を行うとともに、HIV抗体検査の充実を図ります。
44	73ページに記載がある学校での性教育について、「生命の安全教育」に従って行うことや「性教育の内容を保護者や地域と共有して進める」と記載してはどうか。(パブコム)	73	原案のままとします。 各施策については、計画期間において取り組むべき関連事業を分かりやすく記載していることから、原文のままとします。 なお、各学校における性教育は学習指導要領に基づき、児童生徒が性に関して正しく理解すること等を目的として、保護者や地域の理解を得ながら進めています。		
45	74ページ 施策5 1行目の「性別によって…」は、心と体の性が一致しないかたを考慮すると、「生物学的な性別によって…」とした方がいいと考えます。併せて、施策5も「性差」の前に「生物学的」または「肉体的」と追記した方がより正確と考えます(施策はあくまで身体的なものを挙げているため)(市町村)	75	原案のままとします。 性差を考慮した健康課題は、生物学的な性別に伴う課題のみに限られないことから、原文のままとします。		
46	74ページにある「性差を考慮した健康課題への支援」について、がんとAEDにどのような性差対応があるのか。(パブコム)	75	原案のままとします。 がんについては、子宮頸がんなどの女性特有のがんだけでなく、前立腺がんのように男性特有のがんもあり、正しい知識を普及・啓発する必要があります。AEDについては、女性に対しても躊躇なく使用できるよう、パッドを貼り付けた後で、洋服やタオル等で肌を隠して使用するなど、プライバシーに配慮した対応が必要です。		
<b>基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた意識変革と基盤整備</b>					
47	基本目標Ⅳ施策項目①に記載がある「意識変革の推進」は思想信条の自由を侵すことにつながるのでは、変更したほうがいいのではないかと。(パブコム)	76	<b>計画本文を修正します。</b> 固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見(アンコンシャス・バイアス)については、教育や啓発を通じた自発的な理解によって、解消を図ることが重要と考えています。	以上を踏まえ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するため、県民等の意識変革を図ります。	以上を踏まえ、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み・偏見を解消するため、 <b>啓発活動や情報提供を通じた自発的な理解によって</b> 、県民等の意識変革を図ります。
48	86ページ 中段の「施策1 男女共同参画センターの機能強化」に「市町村男女共同参画センター等との連携の強化」とあり、国の方針が必ずしも明確でない中で恐縮ですが、「情報の共有」や「連携事業の実施」など、方向性や具体例などをお示しいただけると幸いです。(市町村)	86	原案のままとします。 御意見につきましては、今後の施策の推進に当たり、参考とさせていただきます。		
49	88ページに記載がある「県民に推進状況や評価結果を公表」について、本計画全体の状況や評価結果だけでなく、「個別の施策や事業についても担当する県市区町村での事務事業評価を行い結果を公表すること」と追記してはどうか。(パブコム)	88	原案のままとします。 計画に記載する事業に関する自己評価や外部評価については、引き続き千葉県ホームページで公表していきます。 なお、各市町村での取組結果については、各市町村のホームページ等をご覧ください。		
<b>その他</b>					
50	第1章「1 計画策定」の趣旨や第2章「2 目指す姿」で多様性条例を土台、基礎と位置付けているので、参考資料に当該条例を掲載した方が良いと思います。(市町村)	121	<b>参考資料に多様性尊重条例を掲載します。</b>		
51	男女という文字をなくし、「性別に関係なく」と表記すべき。(パブコム)		原案のままとします。 本計画は、男女共同参画基本法に基づき、県における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について定めており、施策の内容に即した表現を使用しています。		
52	男女の格差をなくそうという先には、選択的夫婦別姓を導入させたいという意図が見え隠れする。		原案のままとします。 選択的夫婦別姓制度については、国民的な議論を踏まえ、国政の場において慎重に検討されるべきものと考えています。		
53	選択的夫婦別姓制度について、計画に明記してほしい。(パブコム)				